

# Weekly Report

第555号  
令和2年6月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 補正予算により実施予定の主な中小支援策

本年度の第2次補正予算案が閣議決定され、以下のような支援策の実施が予定されています。

**◎日本公庫等による特別貸付の拡充**……新型コロナウイルス感染症特別貸付等の貸付限度額を中小事業6億円・国民事業8千万円に、利引下げ限度額（3年間0.9%引下げ）を中小2億円・国民4千万円に上げます。また、一定要件を満たす場合の利子補給による実質無利子化も中小2億円・国民4千万に上げます。

**◎民間金融機関における実質無利子・無担保融資の拡充**……都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保・保証料減免とする融資の限度額を4千万円に上げます。

**◎雇用調整助成金の拡充等**……雇用調整助成金特例措置について、緊急対応期間を9月まで延長した上で、\*助成金の上限額を1日あたり1万5千円（現行8330円）に上げ、\*解雇等を行わない中小企業の助成率を100%にします。なお、中小企業の労働者が休業期間中に賃金の支払いを受けられなかった場合、労働者の申請により支援金を直接支給する制度を創設します。

**◎家賃支援給付金**……テナント事業者（中堅・中小企業、個人事業者等）における本年5月～12月の売上について、「いずれか1ヵ月が前年同月比50%以上減少」、又は「連続する3ヵ月が前年同期比30%以上減少」の場合に、家賃の負担を軽減する給付金を創設します。給付額は家賃（月額）の2/3を6ヵ月分とし、給付上限額は法人300万円（月50万円）、個人事業者150万円（月25万円）です。なお、複数店舗がある場合などは例外措置が設けられます。

## 労働保険の年度更新と納付猶予の特例

労働保険（雇用・労災保険）は、毎年、前年度の確定保険料と新年度の概算保険料の申告・納付を行う年度更新の手続きが必要ですが、本年度の年度更新期間は、新型コロナの影響を踏まえ、6月1日～8月31日まで延長されました。

また、本年2月以降の売上が前年同期比概ね20%以上減少している事業主は、申請により労働保険料等の納付を無担保・延滞税なしで1年間猶予する特例が適用できます（年度更新と併せて納付猶予の手続きが可能）。

なお、本年4月から64歳以上の高年齢労働者に対する雇用保険料の免除措置が終了し、高年齢労働者の賃金も雇用保険料の算定対象となります。

## ★★★6月のチェックポイント★★★

※緊急事態宣言が全面解除され、経済活動を再開する段階になりましたが、業界ごとのガイドライン等を参考に感染予防対策に取り組みます。

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※健保・厚年の「算定基礎届」の提出期限は、7月10日（金）なので早めに取り掛かります。

※職場におけるパワハラ防止対策が義務付けられます（中小企業は令和4年3月まで努力義務）。